

私たちの声を、私たちの将来に。

7月10日(日)は 参議院議員通常選挙の投票日

投票時間…午前7時～午後8時
(佐久島投票所は午前7時～午後7時)

市選挙管理委員会 (☎65・2164/総務課内)

投票できる方

今回の選挙で投票できるのは、次の①②のいずれも該当する方です。

- ①平成10年7月11日以前に生まれた方
- ②平成28年3月21日以前から西尾市に住んでいて、選挙人名簿に登録されている方

◆市内で転居した方

平成28年6月16日以後に市内での転居届を出した方は、転居前の投票所で投票してください。

投票所入場券

投票所入場券を6月22日に発送しました。1枚のがきに最大4人分の入場券が入っていますので、切り離して投票所にお持ちください。有権者が5人以上いる世帯は、複数枚に分けて郵送しました。

投票所入場券がなくても、投票資格のある方は投票できますが、スムーズに投票していただくため、入場券を持ってお越しください。紛失した場合は、投票所の職員にお申し出ください。



各投票区の投票所一覧

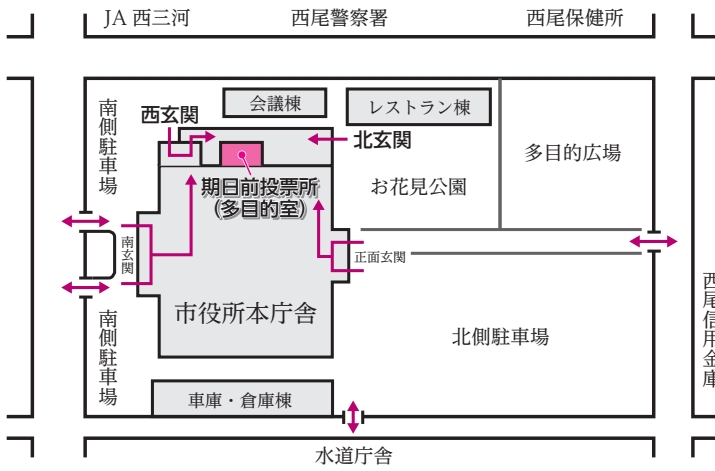
投票所は投票区により異なりますので、下表の投票所一覧でご確認ください。

投票区名	投票所	投票区名	投票所	投票区名	投票所
錦城	西尾小学校 体育館	寺津南	寺津ふれあいセンター	東部	一色東部小学校 体育館
伊文	伊文保育園 遊戯室	寺津北	寺津保育園 遊戯室	佐久島	佐久島開発総合センター
鶴城	鶴城ふれあいセンター	福地南部	福地ふれあいセンター	吉田	吉田小学校 体育館
花ノ木	花ノ木小学校 体育館	福地北部	福地北部小学校 体育館	白浜	白浜小学校 体育館
八ツ面	八ツ面ふれあいセンター	米野	三和保育園 遊戯室	荻原	荻原小学校 体育館
西野町	西野町ふれあいセンター	貝吹	東部保育園 遊戯室	横須賀	横須賀小学校 体育館
今川	中央体育館 卓球場	室場	室場小学校 体育館	津平	津平小学校 体育館
中畑	中畑小学校 体育館	米津	米津ふれあいセンター	東幡豆	東幡豆体育館
平坂	平坂小学校 体育館	西部	一色西部小学校 体育館	幡豆	幡豆小学校 体育館
矢田南部	矢田小学校 体育館	中部	一色中部小学校 体育館	鳥羽	鳥羽老人憩の家
矢田北部	矢田ふれあいセンター	南部	一色地域交流センター	寺部	寺部集会所

投票速報専用電話

☎56・3133 (7月10日(日) 午前9時～午後8時)

期日前投票場所



※休日・夜間は、西玄関または北玄関からお入りください。

期日前投票
 仕事や旅行などの用事があり、投票日当日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください。
期間 7月9日(土)まで
時間 午前8時30分～午後8時
場所 市役所多目的室(1階)
 ※詳しくは左図をご覧ください。
持ち物 投票所入場券
 ※投票所入場券がなくても、投票資格のある方は投票できます。

▼郵便などによる不在者投票制度を利用できる方

区分	障害の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級〈注〉
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級〈注〉
	免疫、肝臓	1級～3級〈注〉
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

〈注〉総合の等級ではなく、各部位の等級ですのでご注意ください。

不在者投票

●他市町村での不在者投票
 仕事や旅行などで他の市町村に滞在中の方や、他の市町村に転出したが3か月経過していないため、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない方などは、滞在先の市町村の選挙管理委員会ですべての不在者投票ができます。この制度は郵送でのやりとりとなりますので、早めに手続きしてください。

●郵便などによる不在者投票

身体が不自由で投票所に行くことができない方は、郵便などによる不在者投票制度をご利用ください。
 この制度を利用できる方は、左上表内の対象者に限られます。あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。交付手続きや投票方法など、詳しくは市選挙管理委員会にお問い合わせください。

●不在者投票指定病院などにおける不在者投票
 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院または入所の方は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは、入院または入所中の施設にお問い合わせください。

点字投票・代理投票

目が不自由な方は「点字投票」ができます。また、手のけがや、目が不自由なため文字が書けない方は、補助者が代わりに投票用紙に記入する「代理投票」ができます。代理投票や点字投票を希望する方は、投票所の職員にお申し出ください。

今回の選挙から制度が一部変わります

- ①選挙権年齢が引き下げられ、満18歳以上の方が投票できるようになります。
- ②参議院議員通常選挙(愛知県選挙区)の定数が6人から8人に増加します。そのうち今回改選の定数は、3人から4人に増加します。
- ③18歳未満の方まで投票所へ同伴できるようになります。

開票

開票開始日時 7月10日(日) 午後9時15分
開票所 総合体育館
開票速報専用電話 ☎56・10000
 ※午後10時30分から、30分ごとにお知らせします。

2016西尾 キャンペーンレディ が決まりました

市の観光をPRする「2016西尾キャンペーンレディ」の選考会が5月8日に行われました。選考の結果、次の4人が決まりましたので、ご紹介します。

今後は、西尾祇園祭をはじめ、市内外のさまざまな観光イベントに参加します。

☎商工観光課観光担当 (☎65・2169)

【キャンペーンレディに聞きました】

①居住地／②職業／③趣味／④好きな食べ物／⑤チャームポイント／⑥西尾といえば／⑦西尾のお勧め観光スポット／⑧抱負や目標



いながき
稲垣 みのりさん (20)

①西尾市／②大学生／③卓球／④きな粉／⑤笑顔／⑥抹茶／⑦歴史公園／⑧生まれ育った、大好きな西尾市のキャンペーンレディに選んでいただき大変光栄に思います。これからより多くの方に、西尾市の魅力を伝えられるように一生懸命頑張ります。皆さんとお会いできるのを楽しみにしています。



えざか あつみ
江坂 厚美さん (29)

①安城市／②会社員／③読書／④うなぎ／⑤目／⑥抹茶／⑦佐久島／⑧西尾キャンペーンレディになることができ、大変光栄です。西尾は母の生家があり、慣れ親しんだ大好きなまちです。西尾の魅力を多くの方に伝えられるように一生懸命頑張ります。特に最近多い外国人旅行者にもPRしていきたいです。



ひびの ゆか
日比野 由佳さん (19)

①刈谷市／②大学生／③映画鑑賞・音楽鑑賞／④グレープフルーツ／⑤笑顔／⑥抹茶／⑦旧近衛邸／⑧西尾キャンペーンレディに選んでいただき、大変光栄に思います。これから始まるイベントや出会いを大切に、西尾市の魅力を多くの方に知っていただけるように、一生懸命頑張ります。



たかはし りか
高橋 理香さん (27)

①西尾市／②会社員／③ショッピング／④お寿司／⑤笑顔と元気／⑥抹茶／⑦歴史公園・佐久島／⑧生まれ育った西尾でキャンペーンレディとして活動させていただくことになり、大変光栄に思います。私自身もいろんなことを学びながら、西尾の魅力を多くの方に知っていただけるように、明るく笑顔で頑張ります。



市文化事業 谷村新司トーク&ライブキャラバン ココロの学校 ～音で始まり、歌で始まる～



谷村新司が“ココロの校長先生”となり、歌とトークを展開するコンサートの開催に先立ち、市民の皆さんを対象とした特別先行受け付けを行います。

時11月3日(祝) 午後3時30分開場、4時開演

場文化会館大ホール

¥6,000円(全席指定)

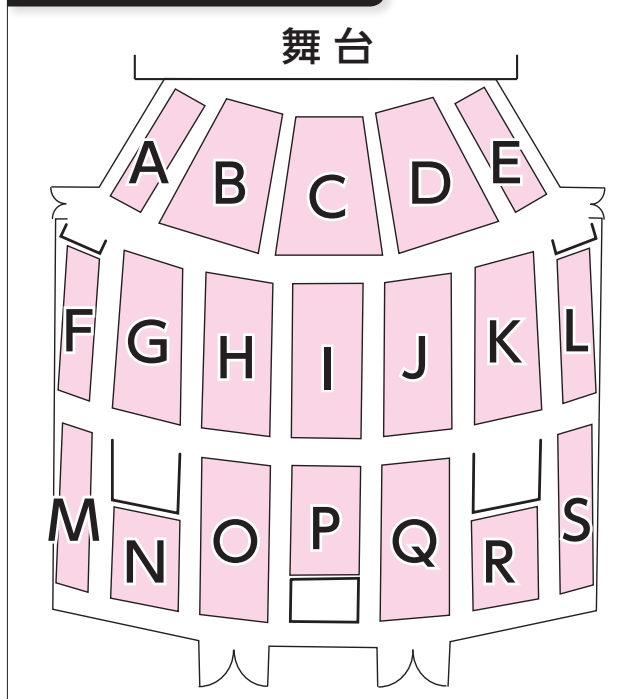
※座席は指定できません。

申7月29日(金)(必着)までに、郵便往復はがきで文化振興課「ココロの学校」係(〒445-0847亀沢町480)へ。

郵便往復はがきへの記載事項

- ▶ 往信の文面…郵便番号・住所・氏名・電話番号・A～Sのうち希望するブロック名(右上図参照)・希望する席数(最大5席まで)
- ▶ 返信の宛名面…郵便番号・住所・氏名

文化会館大ホールブロック図



他①各ブロックの定員を超えた場合は抽選。抽選結果や入場料の支払い方法などは、8月上旬(予定)に返信はがきでお知らせします。

②車いす席を希望する場合は、往信の文面にその旨ご記入ください。

③就学前のお子さんは入場できません。

④託児を希望する場合は、事前に予約してください。

⑤特別先行受け付けで完売した場合、チケットの一般発売は行いません。

⑥谷村新司ファンクラブ会員の方は「クラブダオ」から申し込んでください。席は十分確保してありますが、抽選により落選することもあります。

問文化振興課庶務担当(☎56・6660/岩瀬文庫内)

認知症講演会「知ろう・学ぼう認知症～受診のコツ・介護のコツ～」

認知症についての知識や理解を深め、医療機関との関わり方などを学ぶための講演会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

対どなたでも

時8月2日(火) 午後1時～4時

※受け付けは午後0時30分

場文化会館小ホール

テーマ 知ろう・学ぼう認知症～受診のコツ・介護の

コツ～

内講演会「わかりやすい認知症講座」、シンポジウム、認知症介護体験談など

定350人(先着順)

¥無料

講国立長寿医療研究センター医師 三浦久幸氏

他事前申し込みは不要

問長寿課地域支援事業担当(☎65・2120)

新たに文化財に指定

6月10日付で、康全寺（満全町）に所蔵されている「大日如来坐像（写真・左）」と「釈迦如来坐像（写真・右）」を市の有形文化財に指定しました。

この2件の仏像は、康全寺の前身であると考えられている寺院から伝わったものと推定される仏像です。今回の指定で市内の指定文化財の数は、登録文化財を含め228件になります。

問文化振興課文化財担当（☎56・2459／岩瀬文庫内）



2016ジョイントフェスティバル愛知

市文化事業 P L E - M I X のコメディ・シアター



個性豊かな道化師たちが披露する、アクロバットやジャグリング、影絵などのパフォーマンスを中心とした作品です。小さなお子さんも楽しむことができます。

時 9月17日(土) 午後1時30分開場、2時開演

場 文化会館小ホール

¥ ▶一般…2,000円 ▶中学生以下…500円

※全席自由

入場券販売開始日 7月9日(土)

入場券販売場所 岩瀬文庫、文化会館、一色町公民館、吉良町公民館、幡豆公民館、おしろタウン・シャオのインフォメーション、チケットぴあ（Pコード…451-050）

他①車いす席は岩瀬文庫のみ取り扱います。入場券購入時に申し出てください。

②前売り券が完売した場合、当日券は販売しません。

●ワクワクラウン体験講座を同時開催

当日の午前中、公演チケットをお持ちの小学生以上の方を対象としたワークショップを行います。公演の舞台上での発表があり、事前申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

問文化振興課庶務担当（☎56・6660／岩瀬文庫内）

西尾市防災カレッジ

地域の自主防災活動のリーダーとして活躍していただける方を養成する講座です。

対 防災活動に理解と意欲のある方

講座名・日時など 下表のとおり

場 市役所51会議室（5階）

定 各60人程度

¥ 無料

申問 各講座の前々日までに、電話で危機管理課防災担当（☎65・2137）へ。

他① 1講座のみの受講もできます。

② 講座内容など詳しくは、お問い合わせください。市ホームページでも閲覧できます。

番号	講座名	日 時	講 師
1	防災航空隊の活動からみえる防災対策	7月16日(土) 午前10時～11時30分	県防災航空隊副隊長 外山拓己氏
2	いざという時に役立つ救出・救護技術	7月17日(日) 午前10時～11時30分	市危機管理課職員
3	災害時に的確な避難を実現する啓発方法	7月30日(土) 午後1時～2時30分	愛知工科大学工学部情報メディア学科准教授 板宮朋基氏
4	宮城県七ヶ浜町の復興まちづくり	7月31日(日) 午前10時～11時30分	宮城県七ヶ浜町復興整備課職員 鳥居和也氏
5	すぐにできる家具転倒防止対策	8月6日(土) 午前10時～11時30分	あいち防災リーダー会三河ブロック事務局長 岡田公夫氏
6	住宅耐震改修のすすめ	8月6日(土) 午後1時～2時30分	市耐震化アドバイザー・一級建築士 天野哲弥氏

対対象・応募資格 時日時・期間 場場所 内内容 定定員・募集人数
 ￥費用 講講師 持持ち物・提出書類 申申込・申請 他その他 問問合先

MANAB I フェスタ

8月5日(金)～7日(日)の3日間、年に1度の一色学びの館の祭り『MANAB I フェスタ』を開催します。

￥無料

申問子ども一日司書は申し込みが必要です。7月23日(土)から、直接一色学びの館(☎72・3880)へ。24日(日)からは、電話での申し込みもできます。



イベント名	対象・時間など
子ども一日司書	対 小学4～6年生 時 8月5日(金) 午後1時～4時 内 図書館司書の仕事を体験します。 定 10人(先着順)
映学会	時 8月6日(土) 午前10時～10時40分 内 市民映画「オシニンジャーX」を上映します。
おはなし会 スペシャル	時 8月6日(土) 午後2時～2時45分 内 ストーリーテリングや手遊びなどをいつもとは違うプログラムで実施します。

イベント名	対象・時間など
古本の無料 リサイクルバザー	時 8月6日(土)～31日(水) 午前9時～午後6時 ※月曜日を除く。 内 古本や古雑誌を無料配布します。 他 なくなり次第、終了
大人のための ストーリーテリングの会	時 8月7日(日) 午前10時～11時30分 内 絵本や紙芝居を使わないストーリーテリングを、大人向けのプログラムで実施します。
クイズ・工作 ラリー	対 小学生以下のお子さん 時 8月7日(日) 午後1時30分～3時 内 クイズと工作を実施します。

第62回市民体育大会水泳競技大会

対 市内在住または在勤、在学の方

※市水泳協会員は市外の方でも参加できます。

時 8月21日(日) 午前8時45分開会

場 平坂中学校プール

種目など 下表のとおり

￥無料

出場制限(リレーを除く) ▶中学生の部…各校1種目3人まで。1人1種目。3年生は一般の部(18歳以下)の個人種目のみ参加できます。 ▶一般の部…1人2種目以内。高校生は一般の部(18歳以下)の個人種目のみ参加できます。

※リレー・メドレーリレーは、1校1チーム。ただし、一般の部を除く。

表彰 各種目1～3位

申 7月21日(休)までに、申込用紙を直接総合体育館または一色B&G海洋センター、コミュニティ公園、幡豆公民館へ。申込用紙は各施設に用意。

※中学校・スイミングスクールは、郵送するエントリーシートで申し込んでください。

他 小学生の部は7月25日(月)に西尾小学校で開催します。

問 市体育協会事務局(☎54・0002/総合体育館内)

(単位:m)

種目	種別	中学 (男・女)	一般(男・女)						
			18歳以下	19～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
自由形		50	50	50	50	50	50	50	50
		100	100	200	200	200	200	200	200
		200	200						
平泳ぎ		100	100	50	50	50	50	50	50
背泳ぎ		100	100	50	50	50	50	50	50
バタフライ		100	100	50	50	50	50	50	50
個人メドレー		200	200						
リレー		400	200 ※ 1	200 ※ 2			200 ※ 3		
メドレーリレー		400	200 ※ 1	200 ※ 2			200 ※ 3		

※1…4人の年齢の合計72歳以下

※2…4人の年齢の合計159歳以下

※3…4人の年齢の合計160歳以上。

福祉医療制度のお知らせ

福祉医療制度とは、健康の向上と福祉の増進のため、市内在住で、下記の一定条件を満たす方に対して、保険診療で受診した医療費の自己負担額(食事代を除く)を助成する制度です。

各種医療の対象者は下表のとおりです。該当する方は申請してください。保険証と印鑑(スタンプ印は不

可)以外に申請に必要なものや助成内容の詳細については、お問い合わせください。

申 保険年金課医療担当または各支所へ。母子家庭等医療の新規・更新の手続きは、保険年金課でのみ受け付けます。

問 保険年金課医療担当 (☎65・2106)

医療制度	受給対象者	その他
子ども医療	中学3年生(15歳到達の年度末)以下の方	小学校就学時に障害者医療や母子家庭等医療の対象となる方は、該当医療制度に移行します。移行手続きを行ってください。
障害者医療	小学生～64歳で、次の①～③のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1～3級(腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級を含む)の方 ②療育手帳AまたはB判定の方 ③自閉症状群と診断された方	身体障害者手帳1～3級の方と療育手帳A判定の方で、65歳から74歳までの間に後期高齢者医療保険へ移行しない場合は、福祉医療制度が使えなくなります。
	65歳～74歳で、次の①～③のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳が腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級の方 ②療育手帳B判定の方 ③自閉症状群と診断された方	身体障害者手帳1～3級の方と療育手帳A判定の方で、後期高齢者医療保険に加入した方は、後期高齢者福祉医療の対象となります。移行手続きを行ってください。
母子家庭等医療	次の①②のいずれかに該当する方(児童が18歳到達の年度末まで) ①母子(父子)家庭の母(父)と児童 ②父母のいない児童と、父母のいない児童を扶養している配偶者のいない養育者	扶養している人数に応じて所得制限があります。
精神障害者医療	64歳以下で、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方(全疾病)	65歳から74歳までに後期高齢者医療保険へ移行しない場合は、福祉医療制度が使えなくなります。
	74歳以下で、次の①②のいずれかに該当する方 ①障害者総合支援法の支給認定による自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けた方 ②入院を伴う精神障害の診療を受けている方	75歳以上の方は、後期高齢者福祉医療の対象となります。移行手続きを行ってください。
後期高齢者福祉医療	65歳以上で、後期高齢者医療保険に加入し、次の①②の福祉医療制度に該当する方 ①障害者医療 ②精神障害者医療(全疾病)	移行しない場合は、福祉医療制度が使えなくなります。
	戦傷病者手帳をお持ちの方	—
	75歳以上で、母子家庭等医療に該当する方	—
	75歳以上の市民税非課税世帯で、次の①②のいずれかに該当する方(同一敷地内に親族がいる方や、別世帯の親族の市民税扶養控除対象者を除く) ①単独世帯でお住まいの方(ひとり暮らしの方) ②要介護認定4以上(寝たきり・認知症の方)で生活介護を受けていることが、いずれも3か月以上継続している方	—
養育医療	身体の発育が未熟のまま出生した乳児(未熟児)で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた方	—

※受給中に住所や健康保険証の変更があった場合は、必ず届け出をしてください。

28年度から、後期高齢者医療保険料と介護保険料を コンビニ・ゆうちょ銀行で納付できるようになりました

28年度から、後期高齢者医療保険料と介護保険料が納付しやすくなりました。ここでは、3つの変更点についてお知らせします。

問 保険年金課医療担当 (☎65・2105)
 長寿課保険料担当 (☎65・2118)

変更点 1 納付できる場所が増えました

今までは市役所や取扱金融機関でしか納付できませんでしたが、28年度からコンビニエンスストアや愛知・岐阜・三重・静岡県内のゆうちょ銀行の窓口で、後期高齢者医療保険料と介護保険料を納付できるようになりました。手数料は掛かりません。

変更点 2 納付書をまとめてお送りします

後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付書は、7月中旬に1年分（8枚）まとめてお送りします。納付書をなくさないように保管し、期別ごとの納期限を確認の上、納め忘れのないよう気を付けて納付してください。期別の納期限は下表のとおりです。

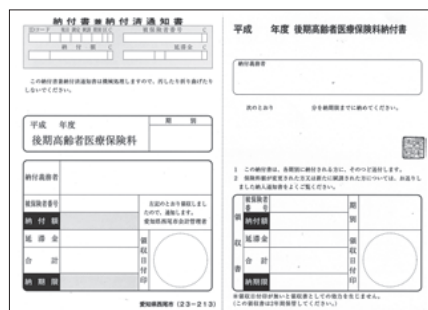
納期限を過ぎても納付が確認できない場合は、督促状をお送りします。納期限後に納付する場合には、金額によっては延滞金が発生することがあります。

▼28年度各保険料の納期限一覧（普通徴収）

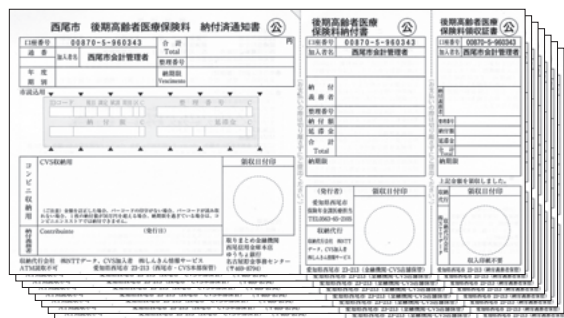
期別	納期限	期別	納期限
第1期	8月1日(月)	第5期	11月30日(水)
第2期	8月31日(水)	第6期	12月26日(月)
第3期	9月30日(金)	第7期	29年1月31日(火)
第4期	10月31日(月)	第8期	29年2月28日(火)

変更点 3 納付書の様式を変更します

- 変更前…7月～翌年2月に、圧着タイプ（はがきサイズ）を毎月1枚ずつ送付



- 変更後…7月に、単票タイプを1年分（8枚）まとめて封筒に入れて送付
 ※8月以降の送付者は該当枚数分のみ送付。10月以降、年金から天引きになる方は3枚のみ送付



※図はいずれも後期高齢者医療保険料の納付書のサンプル

納付には便利な口座振替のご利用を！

各保険料の納付には、便利な口座振替をぜひご利用ください。

メリット

- ①預金口座から自動的に納付できるため、納付のたびに金融機関やコンビニエンスストアなどへ出掛ける必要がありません。
- ②納付書をしまい込んで、うっかり納付を忘れることがありません。

持 ①通帳 ②通帳で使用している印鑑

申 直接保険年金課医療担当または長寿課保険料担当、各支所、取扱金融機関へ。

- 他 ①口座振替の申し込みから約2か月後に、振替を開始します。
- ②市税を口座振替で納付してる方でも、後期高齢者医療保険料や介護保険料に情報が自動で引き継がれることはありません。新たにそれぞれ申し込んでください。
 - ③振替できなかった場合は、督促状を送付します。

●保険料の計算

$$\text{28年度の保険料額} = \text{均等割額 (46,984円)} + \text{所得割額 (総所得金額など - 33万円) \times 9.54\% (所得割率)}$$

保険料額は、1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割

額」の合計額です。なお、1人当たりの上限額は年間57万円です。

●保険料の軽減・減免

後期高齢者医療保険料の減額・減免制度には、次のものがあります。詳しくはお問い合わせください。

種類	対象者	軽減・減免内容	
所得状況に応じた軽減（均等割額）	総所得金額などの合計が33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下かつ年金以外の所得がない世帯	均等割額を9割軽減（軽減後均等割額4,698円）	
	4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額	総所得金額などの合計が33万円以下の世帯で、9割軽減が適用されない世帯	均等割額を8.5割軽減（軽減後均等割額7,047円）
		総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+26万5千円×（被保険者数）以下の世帯	均等割額を5割軽減（軽減後均等割額23,492円）
		総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+48万円×（被保険者数）以下の世帯	均等割額を2割軽減（軽減後均等割額37,587円）
所得状況に応じた軽減（所得割額）	「後期高齢者医療被保険者」本人の総所得金額などの合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方	所得割額を5割軽減	
被扶養者だった方への保険料の特例措置	後期高齢者医療の被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方	均等割額を9割軽減（軽減後均等割額4,698円） 所得割額は課せられません	
被災	災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた方	災害の程度に応じて減免	
所得激減	事業の廃止や失業などにより、収入が著しく減少した方のうち、総所得金額などが一定額以下の方	所得減少の程度に応じて減免	

●保険料の納付方法

保険料の納付方法には、受給している年金から保険料が天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」の2通りがあります。納付方法ごとの対象者は、右表のとおりです。

※納付書で納付する場合について詳しくは、9ページをご覧ください。

●納付方法の変更について

年金から天引き（特別徴収）される方でも、口座振替による納付（普通徴収）に変更できます。

持①保険証 ②通帳 ③通帳で使用している印鑑

申直接保険年金課医療担当または各支所へ。

※8月1日(月)までに申請すると、10月から口座振替に変更できます。

▼後期高齢者医療保険料の納付方法一覧表

対象者	納付方法
①年金の額が年間18万円未満または後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、2か月に1回支給される年金受給額の2分の1を超える方	普通徴収
②資格取得などにより、特別徴収へ移行前の方（前年度が①に該当し、今年度が①に該当しない方を含む）	普通徴収
③特別徴収に該当する方で、口座振替を希望し、普通徴収への変更を申し出した方	普通徴収（口座振替）
④上記の①～③以外の方	特別徴収

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、高齢の方が安心して医療を受け続けられるようにするための医療制度です。ここでは、後期高齢者医療被保険者証の更新や、今年度の

保険料額などについてお知らせします。
☎保険年金課医療担当 (☎65・2105)

1 8月から保険証が変わります

●後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新

現在、後期高齢者医療制度に加入している方がお持ちの保険証は、7月31日で使用できなくなります。8月1日から使用できる保険証を、7月下旬に簡易書留郵便でお送りします。受け取る時に、署名または押印が必要です。また、配達時に不在の場合は、郵便受けなどに「不在通知書」が投函されますので、記載された方法で受け取ってください。

※保険証は住民票に記載された住所に送付され、転送されません。送付先を変更したい方は、事前に届け出が必要です。

保険証についての注意事項

- ①保険証の貸し借りはできません。
- ②コピーした保険証は使用できません。
- ③保険証をなくした場合などは、再交付の届け出をしてください。

他①保険証の色が変わります。

- ②負担割合（1割または3割）は前年所得に応じて毎年決定しています。保険証の更新に伴い、負担割合が変わることがあります。

●基準収入額適用申請

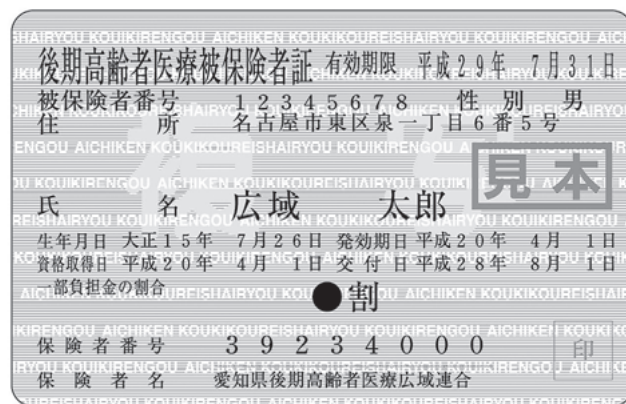
負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入によっては、申請をすることで負担割合が1割に変わる方もいます。前年の収入が次の①～③のいずれかに該当すると思われる方は申請してください。

申請により1割となる方

- ①後期高齢者医療被保険者が世帯に1人の場合で、その方の収入額が383万円未満
- ②後期高齢者医療被保険者が世帯に2人以上いる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満
- ③後期高齢者医療被保険者（世帯内に1人で収入が383万円以上）と同一世帯内にほかの健康保険に加入している70～74歳の方がいる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満

持 保険証、印鑑(スタンプ印は不可)、確定申告書の控えなど収入が確認できる書類

申 直接保険年金課医療担当へ。



▲後期高齢者医療被保険者証の見本

●医療費の限度額適用・標準負担額減額認定の申請

後期高齢者医療制度には、医療費の自己負担額が減額される「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になるとと思われる方は申請してください。

※すでに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、28年度も引き続き非課

税世帯の方には、新しい認定証を7月下旬にお送りしますので申請は不要です。

☎28年度の市民税（27年所得）が非課税世帯の方

持 保険証、印鑑(スタンプ印は不可)、過去1年間の入院日数の分かる領収書など（90日を超えている方のみ）

申 直接保険年金課医療担当または各支所へ。

2 28年度の保険料額が決まりました

保険料額は、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」や「後期高齢者医療保険料納入通知書兼

特別徴収開始通知書」などをお送りし、お知らせします。

2 保険料の納付方法

保険料の納付方法には、受給している年金から保険料が天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替

で納付する「普通徴収」の2通りがあります。

●特別徴収（年金から保険料を天引き）

対毎年4月1日現在、市内在住の65歳以上の方で、年間受給額が18万円以上の対象となる年金の支払いを受けている方

対象となる年金 老齢・退職・障害・遺族年金

対象とならない年金 恩給、寡婦・老齢福祉年金など

※次の①～④のいずれかに該当する方は、対象となる年金を年間18万円以上受給していても、一時的に特別徴収の対象になりません。

①年度途中で65歳に到達した方や、他の市町村から転入してきた方

②所得税の修正申告などに伴う所得段階区分の変更により、保険料が減額となった方

③年金の現況届の提出が遅れ、年金が一時差し止めになった方

④年金を担保に借り入れした方

支払月 年金の支払月（年6回）

▶**仮徴収**…4月・6月・8月

（前年度の2月分と同じ保険料額）

▶**本徴収**…10月・12月・2月

（年間保険料額－仮徴収額）÷3回

●普通徴収（納付書・口座振替により納付）

対特別徴収以外の方

支払月 7月～翌年2月の毎月（年8回）

納付方法

①市が送る納付書により、納付期限までに取扱金融機関またはコンビニエンスストア、愛知・岐阜・

三重・静岡県内のゆうちょ銀行で納付

※納付書は全8期分を一括してお送りします。期別や納期限を確認の上、納付してください。

②申し込みされた口座から、期別ごとに振替により納付

3 保険料を納めないでいると…

特別な事情がないまま保険料の滞納が続く場合には、次のような措置を取ります。

●1年以上滞納した場合

介護サービス費用が、いったん全額利用者負担になります。

●1年6カ月以上滞納した場合

一時的に保険給付を差し止めます。さらに滞納が

続く場合には、差し止めた保険給付額から滞納分を控除することがあります。

●2年以上滞納した場合

保険料の未納期間に応じて、利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

4 納付が難しい場合には…

保険料の納付が難しい場合には、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがありますので、長寿課保険料担当へご相談ください。

対①世帯の生計を維持する方の死亡・障害や、災害、

事故などにより収入が著しく減少し、納付が困難な場合

②生活困窮者のうち収入が一定金額以下で、資産を活用しても、なお生活が困窮している場合

5 介護サービスを利用するには…

介護サービスを利用するには、事前に介護・支援が必要であると認定される必要があります。

家事や身支度などの日常生活に支援が必要な方や、寝たきり・認知症などで日常生活動作に介護が必要な

方など、介護サービスを希望される方は、まず申請してください。

持介護保険被保険者証

申直接長寿課認定担当または各支所へ。

介護保険制度のお知らせ

介護保険制度は、40歳以上の方が保険の加入者となり、決められた保険料を納めることにより、介護が必要になったときに、費用の一部を負担することで介護

サービスを利用できる制度です。ここでは、今年度の保険料額や納付方法などについてお知らせします。

問長寿課保険料担当 (☎65・2118)

1 28年度の保険料額が決まりました

保険料額は、7月中旬に「介護保険料納入通知書兼特別徴収通知書」や「介護保険料特別徴収通知書」などをお送りし、お知らせします。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、西尾

市の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」を基に、前年中の所得に応じて、下表により個人ごとに決められます。

●基準額の計算

27～29年度
基準額
57,600円

西尾市に必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分（22%）

西尾市に在住の65歳以上の方の人数

●保険料の一覧表

所得段階	対象となる方	調整率	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	25,920円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.70	40,320円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	43,200円
第4段階	世帯の中に市民税課税の方がいるが、本人は市民税非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	51,840円
第5段階	世帯の中に市民税課税の方がいるが、本人は市民税非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	57,600円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	66,240円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	72,000円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	86,400円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	基準額×1.60	92,160円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	97,920円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	基準額×1.80	103,680円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×1.90	109,440円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.00	115,200円

※公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など、課税対象となる年金などの収入金額をいい、遺族年金・障害年金などの非課税年金は含まれません。

※合計所得金額とは、各種所得の合計額で、所得控除（扶養控除、医療費控除など）をする前の金額です。ただし、譲渡所得（分離課税）については、特別控除前の金額です。

4 勤め先の健康保険などに加入した後は、国民健康保険被保険者証は使用できません

勤め先の健康保険などへ加入した場合、その健康保険が優先され、国保の被保険者の資格がなくなります。医療機関を受診する場合は、新しい健康保険被保険者証などを提示してください。

資格を喪失したにもかかわらず、国保の給付を受けると不当利得になり、後日、市に医療費の保険給付分を返還していただくことになります。

Q1 どんな時に不当利得に該当しますか？

A 例えば、次の場合に該当します。

- 会社に就職して健康保険の適用となったが、被保険者証の交付が遅れたため国民健康保険被保険者証を使用してしまった。
- 医師国保や建設国保などの国保組合にさかのぼって加入した。

Q2 医療費の返還後の手続きは？

A 医療費の返還が確認でき次第「診療報酬明細書(レセプト)の写し」を郵送しますので、新たに加入した健康保険などにお問い合わせください。

Q3 医療費の保険給付分の返還とは何ですか？

A 国保に加入している方が医療機関などを受診する際は、窓口で保険証を提示すると窓口での負担は3割(2割または1割)となり、残りの7割(8割または9割)は市の国保から医療費の給付分として医療機関などへ支払われます。このため、資格喪失後の受診により、不当利得の該当となった場合は、この医療費の給付分を市の国保へ返還していただけます。

5 限度額適用・標準負担額減額認定の申請

国保には外来・入院共に、同一医療機関における同一月内での個人単位の医療費自己負担額が一定の金額までとなる「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になると思われる方は、事前に申請してください。

●認定対象者

▶限度額適用認定…①70歳未満で、国保税に未納がなく、所得の申告をしている世帯の方 ②70歳以

上で市民税非課税世帯の方

▶標準負担額減額認定…市民税非課税世帯の方

持保険証、印鑑(スタンプ印不可)、現在お持ちの認定証、高齢受給者証(お持ちの方)、過去1年間の入院日数の分かる領収書(入院日数が90日を超えている方のみ)

申直接保険年金課国民健康保険担当または各支所へ。

他すでに認定証をお持ちの方には、更新の案内を7月下旬にお送りします。

6 新しい高齢受給者証をお送りします

70歳以上で国保に加入している方の医療費の自己負担割合を、前年所得に応じて再判定し、新しい高齢受給者証を7月末にお送りします。

8月1日以降、医療機関などで受診する際には、保険証と新しい高齢受給者証(色は白色)を提示してください。今までの受給者証(色は薄だいたい色)は使用できません。

●基準収入額適用申請

自己負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入が次のいずれかに該当する方は、申請をすることで自己負担割合が1割または2割に変わる場合があります。

す。該当する方には申請書をお送りします。

①70歳以上の国保に加入している方が世帯に1人の場合で、その方の収入額が383万円未満

②70歳以上の国保に加入している方が世帯に2人以上いる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満

③70歳以上の国保に加入している方の収入が383万円以上で、同一世帯の後期高齢者医療制度に加入している方との収入の合計額が520万円未満

申申請書を直接保険年金課国民健康保険担当または各支所へ。

国民健康保険(国保)のお知らせ

問 保険年金課国民健康保険担当 (☎65・2103)

1 国民健康保険税(国保税)の納税通知書と納付書を発送します

28年度の国保税の納税通知書と納付書を7月中旬にお送りします。納付書は、全期別分(8期分)を一括してお送りしますので、期別や納期限をご確認の上、納付してください。前納報奨金は付きませんが、1年分をまとめて納めることもできます。

また、年度途中で税額に変更があった場合には、税額を変更した納税通知書と納付書を改めてお送りします。ただし、口座振替の方や年金から天引きされる方へは、納税通知書のみをお送りします。

▼28年度国保税納期一覧

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	29年1月31日	29年2月28日

国保税を算出するのに、28年度は下記のとおり、国保税の軽減措置を拡充します。

●軽減対象となる所得基準額

▶均等割と平等割の2割を軽減

【27年度】33万円+47万円×被保険者数

【28年度】33万円+48万円×被保険者数

▶均等割と平等割の5割を軽減

【27年度】33万円+26万円×被保険者数

【28年度】33万円+26万5千円×被保険者数

2 国保税の納付方法

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が会社の健康保険や後期高齢者医療保険などに加入している場合でも、世帯の中で1人でも国保に加入していれば、世帯主が国保税の納税義務者になります。

国保税の納め方には、納付書や口座振替で納付する普通徴収と、年金から天引きされる特別徴収の2通りがあります。特別徴収は、次の①～③全てに該当する方が対象となります。

①国保の加入者全員が65歳～74歳で構成されている世帯の世帯主

※国保に加入していない世帯主を除く。

②すでに介護保険料が特別徴収されている65歳以上

の方で年間18万円以上の年金受給者

③国保税と介護保険料の1回当たりに徴収する金額が、2か月に1回支給される年金受給額の2分の1を超えない方

●納付方法の変更について

年金から天引き(特別徴収)される方でも、口座振替による納付(普通徴収)に変更できます。

持①国民健康保険被保険者証(保険証) ②通帳 ③通帳で使用している印鑑

※すでに申し込んでいる口座で振替を希望する方は、②③は不要です。

申直接保険年金課国民健康保険担当または各支所へ。

3 他の健康保険をやめた時などは、14日以内に届け出が必要

国保の資格が新たに発生したり、資格要件が変わったりしたときなどは、14日以内に届け出をしてください。14日以内に届け出をしなかった場合、医療費が全額自己負担になることがありますのでご注意ください。

●届け出が必要な場合

▶国保に入るとき…①他市町村から転入してきたと

き ②今まで入っていた健康保険をやめたとき

③子どもが生まれたとき

▶国保をやめるとき…①他の健康保険に入ったとき

②他市町村へ転出したとき ③亡くなったとき

▶その他…住所、氏名、世帯主が変わったとき